

第 51 回経営協議会議事録

- I 日 時 平成 24 年 1 月 24 日 (火) 15 : 00~17:00
- II 会 場 筑波大学東京キャンパス文京校舎 3 階「337 会議室」(東京都文京区大塚 3-29-1)
及び筑波キャンパス本部棟 8 階「特別会議室」(茨城県つくば市天王台 1-1-1)
- III 出席者〔学外委員〕
秋元勇巳、岸輝雄、石田瑞穂、大崎仁、金澤一郎、柴崎信三、西野虎之介
〔学内委員〕
山田信博、清水一彦、赤平昌文、西川潔、辻中豊、米倉実、鈴木久敏、宇川彰、
五十嵐徹也、東照雄
〔オブザーバー〕
三明執行役員(数理物質系長)、白岩執行役員(生命環境系長)、朝岡執行役員(体育系長)、
五十殿執行役員(芸術系長)、植松執行役員(図書館情報メディア系長)、大塚医学群長、
永田学長補佐室長、今井調整官

IV 議 題

〔審 議〕

- (1) 平成 24 事業年度における長期借入金の借入れ及び償還計画について———— [審議 1 資料]
- (2) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部改正について—— [審議 2 資料]
- (3) 職員就業規則等の平成 24 年度改正予定事項について(骨子案) ————— [審議 3 資料]

〔報 告〕

- (1) 平成 24 年度筑波大学予算(案)の概要について———— [報告 1 資料]
- (2) 「年次別実行計画」の見直しについて———— [報告 2 資料]
- (3) 平成 23 年度大学教員業績評価に係る SS 評価教員の認定について———— [報告 3 資料]
- (4) 第 93 回教育研究評議会報告———— [報告 4 資料]

〔部局の活動報告及び意見交換〕

医学群長

V 議 事

〔審 議〕

- 1 平成 24 事業年度における長期借入金の借入れ及び償還計画について
米倉副学長・理事から、審議 1 資料に基づき、平成 24 事業年度における長期借入金の借入れ及び償還計画について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部改正について
清水副学長・理事から、審議 2 資料に基づき、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部改正について説明があり、審議の結果、規則改正については原案どおり承認された。なお、規則改正の説明文に、試行的な取り組みである旨記載することとなった。
各委員からの主な発言等は以下のとおり。(以下、○は委員の発言、△は本学側の回答)
- 意欲的な試みである。学群・学類以外の基本組織を作り、学群・学類では対応できないニーズに対し、(筑波大学の学群・学類は学際的な教育を念頭においているが、それにとらわれない)いろいろなプログラム方式の教育で対応したいということか。
- △ そうである。
- それは今回は大学院レベルから導入されるが、将来的には学士課程にもということになると、組織としてどう位置付けるかというのは非常に重い話になる。つまり学群・学類のシステム

- と、プログラム方式による教育システムを並立させていくということになる。そうなると、基本組織の変更となるため、中期目標に書かなくてはならないのではないかと。
- △ 中期目標の中には、このような分野横断的な教育プログラム等を行うことは、既に記載されている。
- 中期目標では、組織と組織に対応する定員が記載されているが、その一覧には、本件のものは入らないのか。
- △ まだ入らない。
- 入らないとすると、この計画はまず組織なのか教育事業なのかということになる。つまりグローバル教育院という組織設置なのか、そのプログラム方式による教育をする事業のどちらなのか。形式的にはやはり教育事業で出発しようということか。
- △ その方向である。
- 意欲的な試みであり、事柄自体は大いに期待申し上げたいが、大学のシステム論としてどういう位置付けにするのか。研究科ではないが、学位は出す大学院ではあると。学位を出すのだから、大学院の中には入るか。
- △ 入ることになる。
- 大学院の組織として、研究科ではない組織を作るということか。
- △ 研究科に準じて行う。そこで学位も授与するので、そういう意味では大学院のような教育組織とプロジェクト方式の、今のところ中間的なものなので、完全にどちらかということではない。そういう意味では今後、整理を行う予定である。
- 大学院の組織としては研究科、もしくはそれに代わる組織として位置付けるのか。しかもそれに代わる組織は、今度大学院のみならず学群にも包含しようという話ではないのか。
- △ その予定である。
- そうすると学校教育法の組織との整合性と、筑波大学自体のシステムとの整合性を、どう取るのか。
- △ 今のところは法的には学校教育法の第 85 条や 100 条の基本組織に代わる組織として、これを位置付けることとしている。
- だがそれだと、研究科でなくそれに代わる組織であり、やはり中期目標の一覧表に入れないうとおかしいという話になる。
- △ おっしゃるとおり、学校教育法からすると現在の時点ではやはり基本組織に代わる組織という位置付けは、難しい面があるのではないかとと思われる。教育事業であり、その意味で中期計画の方に記載する組織ではないと考えている。固有の定員は、付加されていない。現在 20 名という定員で募集をかけているが、新たにそこに 20 名が加わったということではなく、その定員は既存の研究科の中に組み込まれるという考え方である。基本は研究科や学群という組織を中心とした教育システム、これらの研究科を超えたものを基本的にはここで実現していこうということである。
- 行いたいことは分かるが、どうやって大学のシステムの中に位置付けるかということが問題である。ですから一つは、そういう一種のプログラム方式の研究科等を作ったほうがよいのではないかと。
- △ だが、今度は組織と言ったときに、そこが一つの単体で独立したような研究科というイメージになってしまう。
- 要するに学位プログラムを実施する実施主体が必要であり、それをグローバル教育院だと位置付け、その実施組織とするということではないのか。
- △ ご指摘のとおりである。例えばこういう学位プログラムが複数できてくれば、それらを括って研究科とすれば、現行法でフィットする。
- リーディングは 7 年のはずだが、今後学群の方までやるとなると、とても時限というものではなさそうだが、いかがか。
- △ 学群の方も今後リーディング大学院的なものが公募され、そのときにはそういうものに応募していこうということ的前提にした議論である。その都度学位プログラムとしては増えていくことになる。そういうものの受け皿としての、グローバル教育院である。
- 文科省で大学組織の再編のための予算・補助金が付いたようだが、そういうものに乗せて

議論するのも一つなのではないか。

- △ 当初はある研究科が中心になったリーディングの場合には、そういうことも考えていたが、今回は完全に生命環境と医学の横断ということで、複数の研究科にまたがる学位プログラムであったので、これを实际的に運営していくためには、やはりこういう教育院的なものを作らなければ、運営しにくいと判断した。今後、ある一つの研究科の中におけるリーディング的なものについては、そういう研究科という傘をかぶせることも考えられる。あるいはリーディングはリーディングとして、一つの研究科にまとめることも考えられる。今回のリーディング大学院的なプログラムだけではなくて、それ以外のさまざまなプログラムもこのグローバル教育院というところで管理していくというイメージである。教育組織そのものと、基本組織だと言ってしまうとまた少し語弊があるような気がするが、さまざまな学位プログラム、あるいはそれに類似するような教育事業、これらを管理する組織である。
 - その教育事業を行う主体的組織がどこなのかという話に戻ってしまうが、学位プログラムが恐らく教育課程の編成権を持ち、それでそのプログラムの実施のための権限を持つ。要するにこれでもって恒久的な組織として、今の時点で位置付けるというのは少々危険ではないか。まずは体制を整え、テストケースとして行うといった位置付けの方がよいのではないか。プログラム方式の教育を今後どう取り入れて、どうすべきか大きな問題である。
 - △ そういう意味ではまさに筑波大学が先陣を切り、こういうことを試してみてもうまくいくかどうかをきちんと確認をすると、そして成功したら当然ながら他大学へ波及させていくという、そのモデル事業ということで進めたいと思っている。
 - それは大いに賛成だが、ただモデル事業として打って出るには、若干規則上の位置付けが不安である。
 - △ ご意見を踏まえ、役員会までに、試行的だということが明示的になるような対応を取りたい。
- 3 職員就業規則等の平成 24 年度改正予定事項について（骨子案）
鈴木副学長・理事から、審議 3 資料に基づき、職員就業規則等の平成 24 年度改正予定事項について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

〔報告〕

- 4 平成 24 年度筑波大学予算（案）の概要について
米倉副学長・理事から、報告 1 資料に基づき、平成 24 年度筑波大学予算（案）の概要について報告があった。
- 5 「年次別実行計画」の見直しについて
宇川副学長・理事から、報告 2 資料に基づき、「年次別実行計画」の見直しについて報告があった。
- 6 平成 23 年度大学教員業績評価に係る SS 評価教員の認定について
宇川副学長・理事から、報告 3 資料に基づき、平成 23 年度大学教員業績評価に係る SS 評価教員の認定について報告があった。
各委員からの主な発言等は以下のとおり。
 - これは給与には反映するのか。
 - △ 仕組みとしては、名誉であるという位置付けにしている。ただし、教員業績評価そのもので、それは昇給やボーナスの評価の反映の材料の一つとすることを指針として決めている。各部局でそういったことを考慮し、昇給やボーナスの評価を行っていただけていると思っている。
- 7 第 93 回教育研究評議会報告
鈴木副学長・理事から、報告 4 資料に基づき、前回の本会議以降に開催された、第 93 回の教育研究評議会の議事の概要について報告があった。
- 8 新聞記事「秋入学関連」について
各委員からの主な発言等は以下のとおり。
 - 秋入学の件で、今まで筑波としてこれにどういう取り組みをされてきたのか、他大学との

協議の経緯、それから基本的に今後どういうスタンスで臨まれるのかということを少し補足的に伺いたい。

- △ もともと筑波大学は3学期制なのを2学期制に、再来年から移そうということで、学内的には進めている。これは必ずしも秋入学を前提にした議論ではなく、大学の中の自主的な改革と、より教育効果を高めるためにということで議論してきた。一方で東大が秋入学の議論をはじめているニュースを当然聞いているが、学長同士の話し合いの中でもそういう話が出てきている。ただ本学としては、正式に秋入学に関しての検討チームを近々置く方向で今進めているところである。基本的に秋入学は、国際化あるいはグローバルの教育という点では望ましい方向だが、もちろん幾つか課題はある。例えば、国家試験等の問題があり、今の4月の春入学を前提として日本の社会システムができているので、それに必ずしも合わない。グローバル教育という点では、世界標準に合わせていくのが筑波大学としての一つの方向ということではないかということで、議論を始めているところである。
- △ 現在でも筑波大学は帰国子女、グローバル30の学生、あるいは留学生は2学期入学等で本学にだいぶ入学している。また3学期入学もある。だからそういう意味では、本学は秋期入学を実質的には行っている。今回の場合は、日本人学生を秋から始めようというプランである。そこにはいろいろな制度設計が必要であり、その意味でも今検討ワーキングを設置し、協力しながら議論していこうとしている。
- 具体的に、例えばいわゆるギャップイヤーの問題や、産業界に採用をどのように振り向けていくのか、このような踏み込んだ議論まで既に入っているのか。
- △ 具体的にはこれからであると思われる。ただギャップイヤーは、国の方の答申の中でも触れている。東大の方で中間まとめの段階で話が出ていることは聞いているが、具体的にどういう形でそれを設計するかはこれからである。

以 上